

群馬県に申請する場合の省エネ性能向上計画認定手数料一覧

(令和 7 年 4 月 1 日以降の申請から適用)

全 般

- **手数料は建築物単位で算定し、建築物単位の当初の判定の手数料は、表の記載額**
- 手数料算定に係る床面積は、**建築基準法に基づく床面積**
- **計画変更**に要する手数料は、**表の記載額の半額**

(計画変更の手数料算定例) 一戸建ての住宅、床面積150㎡、評価方法が標準計算法等の場合

表の記載額33,000円÷2＝計画変更手数料16,500円

① 一戸建ての住宅

適合証の有無 ・評価方法 床面積	適合証※1なし			適合証あり
	標準計算法等 ※2	仕様・計算 併用法	誘導仕様基準	
200 ㎡未満	¥33,000	¥23,000	¥18,000	¥5,000
200 ㎡以上	¥37,000	¥26,000	¥19,000	¥5,000

※1 登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が、計画が省エネ誘導基準に適合するものとして発行する適合証明書をいう。以下同じ。

※2 標準計算法等は、標準計算法を適用する場合のほか、大臣が認める方法（BEST省エネ基準対応ツール等）を適用する場合をいう。以下同じ。

② 共同住宅等（一戸建ての住宅以外の住宅）

適合証の有無 ・評価方法 床面積※3	適合証なし			適合証あり
	標準計算法等	仕様・計算 併用法	誘導仕様基準	
300 ㎡未満	¥65,000	¥47,000	¥31,000	¥9,000
300 ㎡以上 2,000 ㎡未満	¥108,000	¥79,000	¥54,000	¥19,000
2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	¥183,000	¥138,000	¥97,000	¥42,000
5,000 ㎡以上	¥262,000	¥201,000	¥146,000	¥75,000

※3 床面積について、共用部を評価しない場合は、共用部の面積を除く。

③ 非住宅建築物

適合証の有無 ・評価方法 床面積	適合証なし		適合証あり
	標準入力法等 ※4	モデル建物法	
300 m ² 未満	¥212,000	¥82,000	¥9,000
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	¥265,000	¥104,000	¥16,000
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	¥341,000	¥136,000	¥25,000
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	¥487,000	¥220,000	¥75,000
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	¥599,000	¥286,000	¥118,000
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	¥708,000	¥345,000	¥149,000
25,000 m ² 以上	¥808,000	¥403,000	¥186,000

※4 標準入力法のほか、大臣が認める方法（BEST 省エネ基準対応ツール等）を適用する場合を含む。

④ 複合建築物

(1) 住宅部分について認定申請する場合

- ・ ②共同住宅等の表により、住宅部分の床面積に応じて手数料を算定する。

(2) 非住宅部分について認定申請する場合

- ・ ③非住宅建築物の表により、非住宅部分の床面積に応じて手数料を算定する。

(3) 住宅部分及び非住宅部分について認定申請する場合

- ・ それぞれの部分について、上記(1)(2)と同様に手数料を算定し合算する。

⑤ 申請建築物以外の建築物も認定する場合の手数料の加算

法第 29 条第 3 項の規定に基づき、申請建築物に、申請建築物及び他の建築物に熱等を供給するための熱源機器を設置することにより複数の建築物が連携して省エネに取り組む消費性能向上計画の場合は、他の建築物についても上記と同様に手数料を算定し加算する。

⑥ 建築確認の申出を行う場合の手数料の加算

法第30条第 2 項（法第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による建築確認の申出を行う場合は、群馬県建築基準法施行条例第 2 条の 2 第 1 項から第 4 項まで又は第 2 条の 3 第 1 項の規定による手数料の額を加算する。